

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年細則第4号

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学旅費細則（平成16年細則第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部改正について

改正理由：内国旅費における支給額を改定し、旅費の削減及び合理化を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1条～第8条 [省略]</p> <p>(旅費の請求書の様式等)</p> <p>第9条 規則第12条第1項に規定する<u>所定の請求書</u>(以下「旅費請求書」という。)の様式は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 内国旅費及び外国旅行の旅費請求書(別紙様式第2)</p> <p>(2) 赴任の旅費及び扶養親族移転料の旅費請求書(別紙様式第3)</p> <p>(3) 日額旅費又は在勤地内旅行の旅費請求書(別紙様式第4)</p> <p>2 旅費請求書に必要な書類は、別表に掲げるものとする。</p> <p>3 規則第12条第2項に規定する旅費の精算は、旅費精算請求書(別紙様式第5)により行うものとする。</p> <p><u>(旅費請求書の記載の省略)</u></p> <p><u>第9条の2 前条に規定する旅費請求書の出発地、経路、到着地及び交通費については、同内容の記載された交通費を計算するソフトの計算結果を添付することで、その記載に代えることができる。</u></p> <p>(鉄道賃等)</p> <p>第10条 1～4 [省略]</p> <p>5 特別車両料金を徴する客車を運行する路線における特別車両料金は、片道経路100キロメートル以上旅行する場合で、<u>かつ、旅行命令権者が特に必要と認めた場合に限り、当該料金を支給することができる。</u></p> <p>6～7 [省略]</p>	<p>第1条～第8条 [省略]</p> <p>(旅費の請求書の様式等)</p> <p>第9条 規則第12条第1項に規定する<u>旅費請求書</u>(以下「旅費請求書」という。)の様式は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 内国旅費及び外国旅行の旅費請求書(別紙様式第2)</p> <p>(2) 赴任の旅費及び扶養親族移転料の旅費請求書(別紙様式第3)</p> <p>(3) 日額旅費又は在勤地内旅行の旅費請求書(別紙様式第4)</p> <p>2 旅費請求書に必要な書類は、別表に掲げるものとする。</p> <p>3 規則第12条第2項に規定する旅費の精算は、旅費精算請求書(別紙様式第5)により行うものとする。</p> <p>(鉄道賃等)</p> <p>第10条 1～4 [省略]</p> <p>5 特別車両料金を徴する客車を運行する路線における特別車両料金は、片道経路100キロメートル以上旅行する場合で、<u>次の各号の一に該当する場合に限り、当該料金を支給することができる。</u></p> <p><u>(1) 役員が出張する場合で、当該客車を使用することが必要と認められる場合</u></p> <p><u>(2) 旅行命令権者が特に必要と認めた場合</u></p> <p>6～7 [省略]</p>

第11条～12条 〔省略〕

(旅費の調整)

第13条 規則第39条の規定による旅費の調整の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 〔省略〕

(7) 通勤手当認定経路における交通費については、支給しないものとする。

(8) 会議開催通知等により予め宿泊所が指定されている場合、又は附属学校における修学旅行等の宿泊行事において選択できる宿泊所が僅少であることから、当該宿泊所に宿泊することがやむを得ないと旅行命令権者が認める場合であって、当該宿泊所の宿泊料が規則第19条及び第33条に定める宿泊料の定額を超える場合については、超える額に相当する額を支給することができる。

第14条～16条 〔省略〕

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

第11条～12条 〔省略〕

(旅費の調整)

第13条 規則第39条の規定による旅費の調整の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 〔省略〕

第14条～第16条 〔省略〕